時間外労働・休日労働に関する協定届

様式第9号(第17条関係)

事業の種類	事業の	名 称		事業	の所	在 地	
農協の情報処理	株式会社三重県農協情報センター		三重県津市栗真町屋町401番地の8				
時間外労働をさせる 必要がある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			
				1 日	1日を超える一定の期間(起算日)		期間
					1カ月(毎月1日)	1年(4月1日)	
①利用者対応等顧客の要求への対処 ②季節的な事務処理量の増大、突発的 な作業への対処 ③システム、コンピュータ利用技術等 の開発または技術的改善への対処		6 1人 (雇員・パート・嘱託社員 15人を含む)	7時間15分	1 5 時間	4 5 時間	360時間	平成30年 3月16日から 平成30年 3月31日まで
④育児または家族介護を行なう労働者 のうち延長することができる時間を 短くすることを申し出た者		61人	同上	2 時間	2 4 時間	150時間	
休 日 労 働 を さ せ る 必要がある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる所定休日並びに始業および終業の時刻		期間	
① 同 上 ② 同 上 ③ 同 上 ④ 同 上	① 同 上 ② 同 上 ③ 同 上	同上	日曜日・祝祭日・土曜日、 12月30日・12月31日 1月2日・1月3日	1ヵ月のうち4回まで 8時45分〜17時 時刻については時間外労働をさせる必要のある具体的事由 により随時変更することがある。			同 上

特別条項付き協定

1 ヵ月および1年について延長することができる時間は上記のとおりであるが、合併対応のイベント作業において特に逼迫した時には、労使の協議を経て、1 回を限度として1 ヵ月6 0 時間まで延長することができ、1 年4 2 0 時間まで延長することができる。なお、延長時間が1年3 6 0 時間を超えた場合の割増賃金率は2 5 %とし、1 ヵ月4 5 時間を超えた場合の割増賃金率は3 5 %とする。

協定の成立年月日 平成30年 3月,6日

融 夕

二番旧典技信却センター学園

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)選出方法(従業員からの同意を取得) 氏 名

協定の当事者である労働組合の名称または労働者の過半数を代表する者の

名 业 标

Dan d

使 用 者 職名

株式会社三重県農協情報センタ家代表取締役社長

氏名 市川 峰 男

平成30年 3月,6日

津 労働基準監督署長

30.3.16